

特別養護老人ホーム はなぞの園 (指定介護老人福祉施設) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 花園福祉会が開設する特別養護老人ホーム はなぞの園〔指定介護老人福祉施設〕(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び治療上の世話等の適切なサービスの提供を行う。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに関係市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム はなぞの園
- (2) 所在地 香川県高松市上福岡町2004番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者 医師 1名以上(併設の短期入所生活介護及びユニット型短期入所生活介護と兼務)

医師は、入所者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

生活相談員 1名以上(併設の短期入所生活介護及びユニット型短期入所生活介護と兼務)

生活相談員は、入所者の生活相談に当たる。

介護支援専門員 1名以上(併設の短期入所生活介護及びユニット型短期入所生活介護と兼務)

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成等を行う。

看護職員 3名以上(併設の短期入所生活介護及びユニット型短期入所生活介護と兼務)

看護職員は、看護の提供に当たる。

機能訓練指導員 1名以上（併設の短期入所生活介護及びユニット型短期入所生活介護と兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

介護職員 25名以上（併設の短期入所生活介護と兼務）

介護職員は、介護の提供に当たる。

栄養士 1名以上（併設の短期入所生活介護及びユニット型短期入所生活介護と兼務）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

（入所者の定員）

第5条 入所者の定員は、50名とする。

（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 機能訓練
- (3) 相談及び援助
- (4) 社会生活上の便宜の供与等
- (5) 健康管理
- (6) 食事、その他のサービス

2 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

3 前項の利用料等のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受ける。

- | | |
|--|----------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 別表第1のとおり |
| (2) 居住に要する費用 | 別表第1のとおり |
| (3) レクリエーション、クラブ活動 | 材料費等の実費 |
| (4) 複写物の交付 | 1枚につき10円 |
| (5) その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの | 実費 |

4 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 入所者が、指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (2) 入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 入所者は火気の取扱いに注意しなければならない。

(4) 入所者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第8条 従業者は、指定介護福祉施設サービスを提供中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入所者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに高松市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 施設は、施設サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを高松市に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）

- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(衛生管理、感染予防等)

第 14 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、施設において感染症が発生し又はまん延しないよう、別に定めるはなぞの園感染対策マニュアルに基づいて適切な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 施設は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 施設が得た入所者の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業員は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業員であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人花園福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月23日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1, 445円/日	
居住に要する費用	従来型個室 1, 171円/日 多床室 855円/日	

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日 第2段階認定者 390円/日 第3段階①認定者 650円/日 第3段階②認定者 1, 360円/日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 320円/日 多床室 なし 第2段階認定者 従来型個室 420円/日 多床室 370円/日 第3段階認定者 従来型個室 820円/日 多床室 370円/日	